

令和4年4月

事業者各位

向日市環境経済部環境政策課

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の適正な排出について

事業者の皆様には、日ごろから事業系ごみの適正な処理にご協力いただき、誠にありがとうございます。飲食店や店舗、事務所などにおいて事業活動から生じたごみは、種類や量の多少に関わらず、法律および向日市の条例により、事業者が自ら処理しなければならないと定められています。

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

皆様のご協力をお願いいたします。

事業系ごみの処理は事業者の責任です

- (1) 次のようなごみが事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に該当します
- ・事務所、店舗等から出るOA用紙や事務用紙、新聞、段ボールなど
 - ・飲食店、従業員食堂から出る残飯など
 - ・卸売業、小売業から出る野菜くず、魚介類など
- (2) 事業系ごみを家庭ごみとして出すことは不法投棄です
- ・不法投棄は法律により処罰されます。
- 「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する」
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)

事業系ごみは、次のいずれかの方法で適正に処理してください

- (1) 市が許可した収集運搬業者に処理を委託する方法
- ・ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している次の一般廃棄物処理業者と契約してください。無許可業者に委託すると双方が罰せられます。
 - ・収集時間、収集回数、収集場所などは許可業者に相談してください。

向日市の収集運搬許可業者

(株) 京都衛生開発公社	電話	075-922-1340
(株) タカノ	電話	075-921-8120

(裏面につづく)

(2) ごみ処理施設（クリーンプラザおとくに）に自ら搬入する方法

- ・ 事前に向日市環境政策課に「事業系一般廃棄物の処理について」「調査票」「搬入車輛の車検証の写し」を提出してください。
- ・ その後は搬入の都度、向日市環境政策課に電話で申込を行ってください。
- ・ 事業所から出た処理困難物や危険物、プラスチック類、カン、ビン、ペットボトル等は産業廃棄物であり搬入できません。

施設名称	クリーンプラザおとくに (乙訓環境衛生組合)
所在地	乙訓郡大山崎町字下植野 小字南牧方32番地
搬入できるもの	事業系一般廃棄物
処理手数料	100kgあたり1,500円
受付時間	月曜日～金曜日 午後1時から4時まで
休業日	土曜日、日曜日、祝日 年末年始、その他組合が指定する日

お問い合わせ先

向日市寺戸町中野20番地

向日市環境経済部環境政策課

電話075-874-2189

FAX 075-922-6587